

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年3月9日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構

指宿病院長 田中 康博



### 1 競争に付する事項

#### (1) 件名及び予定数量

1 酸素濃縮器	クリーンサンソー式	248回/年
2 酸素濃縮装置付属品	パルスオキシメータ FHM-02一式	12回/年
3 気道陽圧ユニット (持続的自動)	S8レスポンド一式	14回/年
4 気道陽圧ユニット (二相式)	VPAP Adapt SV一式	1回/年
5 人工呼吸器 (気管切開)	VSインテグラー式	13回/年
6 人工呼吸器 (鼻マスク)	BiPAP Synchrony一式	30回/年
7 人工呼吸器 (顔マスク)	BiPAP Vision一式	13回/年
8 人工呼吸器 (マスク、気管切開)	Respironics V60一式	12回/年
9 人工呼吸器 (マスク、気管切開)	Trilogy100一式	3回/年
10 持続陽圧呼吸療法治療器	REMASTER AUTO M A-FLEX一式	5回/年
11 心不全陽圧呼吸療法装置	BIPAP autoSV 一式	5回/年

#### (2) 納入期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、経理責任者は法令等の範囲内で当該納入期間を変更することがあり得る。

#### (3) 納入場所

独立行政法人国立病院機構 指宿病院

#### (4) 入札方法

(1) で示す各品目毎に、それぞれ単価で入札に付するものとし、入札金額については、購入物品のほか、納入に要する一切の費用を含めた額とすること。

なお、第一交渉権者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって判断するので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則 (以下、契約細則という) 第5条の規程に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省競争参加資格 (全省庁統一資格) 「役務の提供等」でA、B、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札書の提出場所及び問い合わせ先

〒891-0498 鹿児島県指宿市十二町4145

独立行政法人国立病院機構指宿病院

企画課 契約係 中村 めぐみ

電話0993-222-2231 内線244



(2) 入札説明書等の交付日時及び場所  
平成23年3月9日 日～平成23年3月28日  
上記期間内の平日8時30分～17時00分の時間帯  
(1)の場所にて交付する。

(3) 入札書等の受領期限  
開札日時に持参すること。

(4) 開札の日時及び場所  
平成23年3月29日(火) 11時00分 会議室

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金  
免除

(3) 入札者に要求される事項  
この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2(3)の証明となるものを添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。  
なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該関係書類について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 契約の相手方の決定方法  
契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。  
ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことが出来る。

(7) 契約に係る情報の公開  
独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第26条の2に基づき、公表基準(該当契約品目にかかる予定価格が100万円(賃借料又は物件の借り入れの場合は80万円)を超える契約を締結した場合には、契約締結の日の翌日から起算して72日以内に次に掲げる事項を当院が当院ホームページにおいて公表しなければならない。(公表期間は契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日まで行うものとする。))  
・ 工事(工事に係る調査及び設計業務等を含む。)の名称、場所、期間及び種別  
又は物品等若しくは役務の名称及び数量(複数品目を契約締結した場合の記載例 商品A外〇点)  
・ 契約を締結した日  
・ 契約の相手方の氏名及び住所  
・ 契約金額(年間予定数量に単価を乗じた額)  
・ その他必要な事項

(8) 詳細は入札説明書による。